

令和7年11月28日

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 (いわゆる「特区民泊」)に係る区域計画の変更認定について

このたび、令和7年11月28日付けで、特区民泊に係る「関西圏国家戦略特別区域 区域計画」の変更について、内閣総理大臣の認定を受けましたのでお知らせします。

これにより、本市域全域で特区民泊事業の新規営業はできなくなります。

<認定内容>

事業を終了する市域	八尾市全域で事業を終了	
事業を終了する日	令和7年11月28日（金曜日） （令和7年11月29日（土曜日）以降、申請不可）	
備考	事業終了の際、現に特区民泊認定を受けている者	従来どおり営業可能。ただし、居室の追加又は床面積の増加に関する変更認定を除く。
	事業終了の日以前に申請し、事業終了の際に、申請に対する処分のないもの	認定を受けた場合、事業終了の際、現に特区民泊認定を受けている者として扱う。

【本件に関するお問い合わせ】

八尾市政策企画部政策推進課

住所：八尾市本町一丁目1番1号

電話：072-924-3816